



**佐竹隆幸著(関智宏編集責任)『中小企業政策論--持続可能な経営と新しい公共--』(関西学院大学出版会, 2021年11月)**

著者	関 智宏
雑誌名	同志社商学
巻	73
号	4
ページ	1147-1155
発行年	2022-01-11
権利	同志社大学商学会
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/00028691">http://doi.org/10.14988/00028691</a>

《紹介》

## 佐竹隆幸著（関智宏編集責任）『中小企業政策論 －持続可能な経営と新しい公共－』

（関西学院大学出版会，2021年11月）

関 智 宏

### 1. はじめに

本書『中小企業政策論－持続可能な経営と新しい公共－』は、筆者の学部・大学院時代の指導教員であり、恩師である故佐竹隆幸先生（関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科前研究科長・元教授，兵庫県立大学名誉教授，日本中小企業学会第14期会長）のご遺志を受け継ぎ，筆者が編集責任者として，門下生数名とともにとりまとめたものである。

筆者らは，佐竹先生の初めての単著である『中小企業存立論－経営の課題と政策の行方－』（ミネルヴァ書房，2008年）が刊行した以降に，書籍や雑誌などいくつかの媒体で発表された論稿を中心にとりまとめることで，本書の流れを構成した。それら論稿の中心は，佐竹先生が編集された『現代中小企業の海外事業展開－グローバル戦略と地域経済の活性化－』（佐竹隆幸編著，ミネルヴァ書房，2014年）と『現代中小企業のソーシャル・イノベーション』（佐竹隆幸編著，同友館，2017年）に所収されている佐竹先生ご自身が書かれたものとなっている。ただし，第I部として所収された5つの章は，『中小企業のベンチャー・イノベーション－理論・経営・政策からのアプローチ－』（佐竹隆幸編著，ミネルヴァ書房，2002年）に所収の論稿4つ（序章を含む）と，『企業と政策』（太田進一編著，ミネルヴァ書房，2003年）に所収の論稿1つから構成されている。

筆者は，本書の編集責任者として全体を体系的に構成するとともに，本書が出版されるに至るまでの編集作業をさせていただいた。本書を構成する各章の内容については，明らかな誤字・脱字や重複箇所の修正を除き，基本的には佐竹先生が書かれた内容をそのままとしながら，佐竹先生の論旨や主張が1冊の単著として貫くとともにわかりやすく伝わるよう配慮した。

以下では，本書を広く多くの方々にも読んでいただくことを願い，編集責任者である筆者から本書を紹介させていただく。なお以下では，本書『中小企業政策論－持続可能な経営と新しい公共－』を紹介させていただくという趣旨に鑑み，断りのない限りで佐竹先生を本書の著者と記す。

## 2. 概 要

本書は、4部15章(2つの補論)から構成されている。その具体的な内容は次のとおりである。

### 第I部 現代の日本経済社会における中小企業と中小企業政策

第1章 日本経済と現代中小企業のベンチャー・イノベーション(第I部のための序論)

第2章 中小企業形態の再検討

第3章 中小企業政策の歴史的展開

第4章 ベンチャー型中小企業の存立と経営行動

－事業創造と事業支援の視点からの再検討－

第5章 中小企業支援・振興策の再検討とベンチャー・イノベーション

### 第II部 クライシス・リスク時代における日本の中小企業

第6章 震災からの復興と中小企業の存立(第II部のための序論)

第7章 クライシス・リスクと地域中小企業

第8章 震災による中小企業の存立基盤の変化と現代企業経営

－震災からのケースをつうじて－

補論 中小企業の信用力創造とイノベーション

### 第III部 国際化・グローバル化時代の日本の中小企業

第9章 中小企業の海外事業展開を考える(第III部のための序論)

第10章 戦後日本経済の産業構造の変遷と経済のグローバル化

第11章 経済のグローバル化と中小企業の海外事業展開

### 第IV部 中小企業のソーシャル・イノベーションと中小企業政策の行方

第12章 中小企業の存立とソーシャル・イノベーション(第IV部のための序論)

第13章 中小企業の社会的責任、企業倫理・地域活性化

第14章 顧客価値創造経営を実効するソーシャル・イノベーション

補論 承継者難への対応と持続可能な地域づくり

第15章 中小企業によるソーシャル・イノベーションへの展望

第I部を成す第1～5章の5つの章は、いずれも、著者の初めての単著である『中小企業存立論－経営の課題と政策の行方－』(ミネルヴァ書房、2008年)の刊行以前に発表され、おもに著者が編集した『中小企業のベンチャー・イノベーション－理論・経営・政策からのアプローチ－』(佐竹隆幸編著、ミネルヴァ書房、2002年)に所収された論稿が中心となっている。ここでは、本書の主題となっている中小企業政策の政策対象となる中小企業、すなわちベンチャー・イノベーションとも言うべき革新的行動としての経営革新(第二創業)をとりうるベンチャー型中

小企業と、そうした中小企業のための中小企業政策のあり方、さらにはその方向性がおもな考察の内容となっている。

ここでは、経済発展ごとの中小企業の存立形態、また中小企業政策の歴史の変遷を踏まえたうえで、筆者は、現代に求められる中小企業政策の対象が、経済的合理性と公共の利益の観点からみれば、独立型ベンチャーや大企業による社内ベンチャーでなく、ベンチャー型中小企業であるとしている。ベンチャー型中小企業というのは著者のオリジナルの用語であるが、端的に言えば、ベンチャー的戦略行動とも表現される経営革新（第二創業）を実現する既存の中小企業ということになろう。

ここで所収された論稿が著者によって書かれた2002年当時は、開業率の低迷（加えて廃業率の増加）から、第三次とも言われるベンチャー・ブームのなかで、開業の担い手として独立型ベンチャーに期待が寄せられていた。1999年12月には、中小企業政策の方向性を定める中小企業基本法が、1963年に制定されて以来36年ぶりに改定<sup>1</sup>されたが、そこで実行された中小企業政策がどちらかと言えばやや独立型ベンチャーの振興を念頭においた内容となっていた。しかし著者は、既存の中小企業こそ雇用創出や地域経済の担い手であり、また内外の経営資源を有効に活用させながらベンチャー的戦略行動とも言うべき経営革新（第二創業）をとりうると強調する。そして、既存の中小企業にこうした革新的行動たる経営革新（第二創業）を実現させていくことこそが、反独占の競争環境<sup>2</sup>の下で経済的合理性を發揮し、また同時に波及効果をもたらすさまざまな企業や諸機関との連携<sup>3</sup>を構築しながら新産業・新事業、また雇用を創出していくという公共性を發揮することができるという。そして著者は、当時実行されていた独立ベンチャーの関連施策の政策対象としてベンチャー型中小企業をも含めていくことで、既存の中小企業の革新的行動たる経営革新（第二創業）の実現を政策的に支援していくべきであると主張している。

ここで著者がとくに強調するのは、既存の中小企業の革新的行動たる経営革新（第二創業）を実現させていくことにつながる連携ないしネットワーク化、つまり著者が言う亜業種化である。現に中小企業政策は、1999年に中小企業基本法が改定されて以降、ベンチャー・ブームがまもなくして下火になったこともあり、既存の中小企業を軸とした革新的行動たる経営革新（第二創業）の実現を支援していくことが中小企業政策の中心となっていく。そして2005年には新事業創造を連携<sup>3</sup>によって広域的に目指す新連携<sup>3</sup>が、2007年には地域資源の連携を模索する地域資源活用が、さらに2008年には農業と商工業との連携を促進させる農商工連携にかかる一連の支援施策が展開されており、亜業種化支援もまた組織化支援として中小企業政策の中心の1つとなっていく。既存中小企業の経営革新（第二創業）とそれを実現しうる連携が、経営実践的にも

- 
- 1 「改定」は著者のオリジナルの表現方法である。一般的には中小企業基本法の「改正」と言われる。著者が生前時によく筆者に教授されていたことを回想すれば、「改正」は「正しく改まる」ことを意味するが、1999年に打ち出された中小企業基本法は良き点も課題となる点も含まれていることから、1963年からの変化に対して「正しい」という価値判断を含めないために、「改まって定まる」を意味する「改定」としている。
  - 2 これを著者は、技術的有機的連関関係、またそうした関係が構築された亜業種交流としている。
  - 3 本書のなかで随所に紹介されている、中小企業の亜業種連携組織である「アドック神戸」は、この新連携の制度設計のモデルケースとして知られており、実際に新連携にも認定されている。

政策的にも重要であるという認識が、著者が2002年当時にそのことを主張して以降に、次第に高まってきたのである。また本書では、産業種化に加えて非営利組織化を中小企業のための支援の方向性の1つとして位置づけている。これは著者がその実践に直接的にかかわっていた事例が基になっていると考えられる。第IV部で明記されるように、著者は非営利組織が中小企業支援の担い手となることを、その後「新しい公共」として位置づけることになる。

第II部を成す第6~8章の3つの章は、東日本大震災が発生した2011年3月11日以降に、著者がクライシス・リスク（震災への対応）をおもなテーマに執筆し、学術誌などに所収された論稿が中心となっている。比較的直近の、かつ不可避な環境変化を受けて、中小企業が持続可能な経営を実現するための処方箋を、いくつかの事例を基に説明している。著者が震災をおもなテーマに論稿を発表したのは、東日本大震災が発生したことで日本の中小企業が多大な影響を受けたことがあるが、著者自身が阪神・淡路大震災を経験していること、また著者が阪神・淡路大震災での被災状況を調査することで中小企業研究に取り組むようになったことが強く影響していると考えられる。2011年3月の東日本大震災を受けて、その被災を受けた地域経済がどのように復興を実現させていくかを、当該地域経済に根づく中小企業の経営再生という観点から筆者が考察していくことは必然的であったと考える。著者は、この第II部のなかで、1995年1月の阪神・淡路大震災からの復興を実現した3社の中小企業を事例としてとりあげ、それぞれの事例を連携、経営革新（第二創業）、そしてCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の観点から、また東日本大震災からの復興過程ではあるものの、注目すべき事例として2社の中小企業をとりあげ、ここでは経営革新（第二創業）とCSRの観点から、震災後に企業を安定的に成長させていった戦略的方向性を示している。

ここで特筆すべき点の1つは、中小企業の安定的成長を可能とする持続可能な経営のあり方として、著者がCSRを明示している点である。著者は、震災などといったクライシス・リスクに直面したさいには、個別の対処療法的な方法でなく、根本的に自社の経営を見直す必要性があり、企業のコンプライアンスを遵守し、社会に対する責任を果たしていくことが真に求められると指摘する。とくに著者は、企業として地域に対してどう貢献していくことができるのかというその可能性を真摯に考えるなかで、経営理念や方向性をあらためて明確にすることが重要であると強調する。またCSRと同時に著者が強調するのは、人と人とお互いの幸福を尊重し合えるような社会づくりである。これは著者の推測の域を超えないが、第II部で著者がとりあげた事例のなかでは「ヒト」の存在が生き生きと描かれていることに表されているように、著者は、自身の阪神・淡路大震災での直接的な経験からも、震災の復興過程では、社会づくりのさいに「ヒト」の存在があらためてその基軸になることを再認識したかもしれない。

特筆するべきもう1つの点は、著者が後にソーシャル・イノベーションとしてその考え方を体系化することになる、「地域にとって、社員にとって、顧客にとって、業界にとってなくてはならない企業」に進化していくための支援策の強化を提言している点である。著者は、いくつかの事例から、企業や地域のなかには、経営革新（第二創業）を果たし、連携（ネットワーク）を活用し地域経済との密なつながりを志向する企業が存在していること、そしてこうした企業が基盤

として CSR も進め、経営品質を高めることによって、事業継続力を高め、存立基盤の強化を模索していること、を明らかにしている。すなわち著者はここで中小企業の事業性と社会性の共存を指摘している。そして著者は、活力ある企業・地域の新たな成長・発展への取組が、地域経済の活性化という観点からも非常に効果的であること、また、こうした取組が新たな産業の苗床となり、持続的に新たな創業を誘発するという相乗効果が期待されることを指摘している。このように著者は、経営品質の向上につなげていくためには、中小企業にかかわる「ヒト」の育成を基軸として、ES (Employee Satisfaction: 社員満足/社員満足度) の重要性を前提に、ES が向上することで CS (Customer Satisfaction: 顧客満足/顧客満足度) が高まるだけでなく、地域貢献を柱に CSR を果たすといった一連のサイクルを指摘する。そして、加えて、著者は、こうして経営体質の向上を実現できる中小企業は存立基盤を強化できる(後に持続可能な経営を実現するという表現にも使われる)可能性が高いだけでなく、結果として達成される企業の安定的成長は、地域貢献と地域活性化の両立につながることを指摘する。

第Ⅲ部を成す第9～11章の3つの章は、著者が編集した『現代中小企業の海外事業展開－グローバル戦略と地域経済の活性化－』(佐竹隆幸編著、ミネルヴァ書房、2014年)に所収された論稿が中心となっている。ここでは、グローバル化にともなう日本の中小企業の海外事業展開がテーマとなっており、第Ⅱ部のクライシス・リスクと同様に、比較的直近の、かつ不可避な環境変化を受けて、中小企業が持続可能な経営を実現するための処方箋を、いくつかの事例を基に説明している。

まず著者による中小企業の海外事業展開についての基本的な考え方を確認する。著者は、日本の中小企業にとって海外事業展開は意義のあることであり、日本企業が成長していくためには、海外との貿易、あるいは海外直接投資による海外事業展開を積極的に進めていくべきであろうとしている。これは、バブル経済崩壊以後、日本経済が長きにわたって停滞していただけだけでなく、日本国内の人口減少、そして2011年3月11日の東日本大震災を受けて、中小企業が新しい市場開拓の先に、海外市場を求めただけでなく、政府もまた、震災からの復興も含めた日本経済の再生の活路を海外市場に求めたためである。ここで重要なことは、国内の事業に将来性を見い出せないために海外市場を求めるということでなく、海外に事業展開することによって、業績の向上、国内事業などへの波及効果(いわゆるブーメラン効果)が生まれてくるといったメリットを享受することにある。著者も、既存中小企業のライフ・サイクルにおいて、3社において、海外事業展開は経営革新(第二創業)の一環であることを共通項としながらも、1社は創業期、1社は成長過程、さらに最後の1社は成熟期、というように異なるライフ・サイクルでの経営革新(第二創業)としての海外事業展開を行ったことを明らかにしている。そのうえで、海外事業展開を実践している日本の中小企業は、国内の事業も成長している場合が多いと指摘している。具体的には、それぞれの企業は成長プロセスにおけるイノベーションによる果実を生み出しており、売上高、利益、技術、技能、評判、信用など経営行動において企業が生み出していくものをさらなる経営資源として活用していること、さらに、既存企業の経営者のもとで経営革新の機会を認識したうえで第二創業し、連続的に存立維持が可能な果実を継続して生み出しているライ

フ・サイクル・プロセスを形成していることを著者は指摘している。

そして著者は、グローバル化する現状にあって新たな企業づくりが求められるなかで、中小企業においては、「ヒト」の育成をベースに新たな組織づくりの方向性を明確にしていくことの必要性を主張する。その方向性のポイントは、第1に経営理念を浸透させ、第2に経営理念も含めて国内のままの組織形態で海外事業展開をさせるほうが成果が上がることから、第3に経営理念と組織形態を浸透・維持していくために経営資源の「ヒト」を重視していく、というものである。これらのポイントを指摘するなかで、著者は日本的経営の「良さ」について触れており、とくにその内実として従業員一人ひとりのなかに存在するオーナーシップを強調する。このオーナーシップというのは、著者によれば「自分の企業であるという自覚と誇りを持ち、自社への愛情を基盤に、自分が会社を良くしていくという姿勢」であり、これがイノベーションを創出するという。それゆえ著者は、経営者に求められることは、まずは目の前の「ヒト」を幸せにする経営にすること、そしてそれによって従業員は生き生きと自分の裁量を発揮し、価値あるモノやサービスを提供し、顧客に喜びを与え、その対価として利益が還元されるということを指摘する。日本の中小企業が海外事業展開に触れることで、あらためて日本的経営の本質に触れるということである。

第三部を成す第12～15章の4つの章は、著者が編集した『現代中小企業のソーシャル・イノベーション』（佐竹隆幸編著、同友館、2017年）に所収された論稿が中心となっている。ここでは、地域活性化や地域創生のために不可欠となる、いかなる経済経営環境下においても中小企業が存立を可能とする「強い企業」に加えて、「よい企業」になるためのソーシャル・イノベーションがおもな内容となっている。

著者は、地域活性化や地域再生を実現していくためには、その地域に長きにわたって存立し、その地域に貢献してきた企業こそが地域における存立基盤を確立している企業であり、そうした企業が地域資源を活用してイノベーションを実効できる「強い企業」であると強調している。しかし中小企業が存立し続けていくための成長、すなわち持続的成長として表されるサステナビリティを可能とするために、著者は顧客価値創造経営の実現が不可欠であるという。著者によれば、顧客価値創造経営とは、「従業員のモチベーションを高めることによって、顧客のニーズを適切に把握し、顧客に最高の商品・サービスを提供できる」経営のことであるという。これは、ESを高めることで、それは自ずとCSを高めることになり、CSRを高度に実践することで、さらにESを高めていくという、企業成長の循環を高度化していくことであるという。なおここで言う企業成長は、規模の拡大という量的成長だけを志向するものではなく、質的な変化を含むものである。

企業が社会の公器であると言われるように、当該地域に存立する中小企業は、事業を開始した瞬間から社会的な存在となる。すなわち著者も指摘するように、中小企業は地域、社員、顧客、業界にとって「なくてはならない企業」でなければならない。この「なくてはならない企業」とは、地域社員・顧客・業界から永遠に愛され、信頼され、必要とされる企業（組織・経営）である。地域、社員、顧客、業界にとって「なくてはならない企業」になるために、中小企業は社会

への負荷を自社の責任として取り組み、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を築いていくことが重要となる。

このために中小企業は、世界で山積している社会的課題などを理念的行動実践に盛り込み(著者は、こうしたことを実現する企業を理念型経営企業として表されるビジョナリー・カンパニーとしている)、広い視野からの「社会に対するお役立ち」志向を有すること、さらに「なくてはならない企業」への転換を目指すという。このような社会的視野からのイノベーション、すなわち地域貢献、社会貢献、CSRの実践といったようなことが、ソーシャル・イノベーションである。これによって中小企業は、経営品質を向上させ、地域に貢献できる「よい企業」となりうる。これら「強い企業」となるための革新的行動として表される経営革新(第二創業)への取組(経済的価値/利益)と、「よい企業」となるための経営品質向上につながる取組(社会的価値/利益)が、互いに相互補完し合い、それぞれの二軸の融合化によって持続可能な企業づくりを可能とする。政策的見地からすれば、この「強い企業」と「よい企業」をともに育成していくことこそが、当該地域における持続可能な企業を生み出すだけでなく、その企業が存立する地域を「強く」そして「よい」ものとしていくという。

著者は、この育成の担い手が「新しい公共」であると指摘する。1999年の中小企業基本法が改定されて以降、地域内における中小企業振興に対する地方公共団体の責務が明文化されただけでなく、地域経済団体などもまた中小企業振興の役割をいっそう担うことになった。もはや中小企業振興は「官」だけのものでない。各種経済団体に加えて、中間支援組織や非営利組織などの民間セクターを含むもの、これが「新しい公共」である。さらに著者は私的利潤極大化を目的に存立する企業もソーシャル・イノベーションを実効することで「新しい公共」となるという。中小企業の振興の担い手が「新しい公共」へ移行し、「新しい公共」が持続可能な経営を体現する中小企業の育成を担うのである。

### 3. おわりに

本書『中小企業政策論』は、1999年の中小企業基本法の改定をめぐる議論を発端としながら、1990年代から2010年代における「失われた20年」とも言うべき経済停滞下、さらに2010年代以降に生じた震災によるクライシス・リスクや国際化・グローバル化といった企業経営に不可欠な環境変化のなかでの日本の中小企業の存立状況および経営実践を受けて、現代に存立する中小企業が今後も長期にわたって持続的に経営していくことができるための中小企業政策のあり方としての新しい公共を提示するものである。

本書で示されたように、中小企業が持続的に存立維持していくためには、革新的行動たる経営革新(第二創業)としてのベンチャー・イノベーションだけでなく、経営品質向上につながるソーシャル・イノベーションをも経営の軸に据えた、事業性と社会性の両輪での経営実践が求められる。これによって実現される中小企業の安定的成長は、当該中小企業が存立する地域貢献と地域活性化につながり、結果として地域が持続的に発展していくことになる。さらに既存の中



小企業は、持続可能な経営を実現するだけでなく、ソーシャル・イノベーションの実効によって「新しい公共」を担うことになる。そういう意味で本書は、『中小企業政策論』というタイトルから、一般的な中小企業政策論というだけでなく、地域経済社会の未来の発展に大きく貢献しうる日本の中小企業の経営実践のための書籍としても位置づけることができよう。したがって本書は、中小企業政策担当者に加えて、広く中小企業家や中小企業家にかかわるすべての方々を、読者の対象として惹きつけるものであると考える。

最後に、本書を、亡き恩師である佐竹先生のご遺志を引き継ぎ、編集責任者としてとりまとめた立場から、私見を述べさせていただきたい。まず本書『中小企業政策論』は、冒頭にも記したように、著者である佐竹先生が書籍や雑誌などにさまざまなかたちで書き残された遺稿で構成されている。1つに、本書で展開されている議論は、1999年の中小企業基本法の改定が発端となり、2019年までに発表されたものである。菅政権が誕生した2020年には、中小企業政策の方向性を決める中小企業基本法の見直し<sup>4</sup>がなされるのではないかと話題になった。それは具体的には、2021年の日本政府の成長戦略会議で、中小企業の生産性向上にかかる議論がなされるなかで具体化され、それを受けて中小企業の位置づけや範囲規定が変化する可能性が予見された。本書では、上のとくに生産性向上などにかかる諸議論ならびに中小企業基本法の見直し、さらには近年の新たなクライシス・リスクであろう新型コロナウイルス影響下での中小企業政策・中小企業支援などについてとりあげることができなかった。この理由は、佐竹先生ご自身がこれらに関連して主張されてきたことを明文化した論稿を、筆者らが見つめることができなかったためである。こんにちの中小企業政策をめぐる時世の流れを、佐竹先生がどのように受け止められ、どのような方向性を指し示されるかをうかがえなかったことが、ただ惜しまれる。

もう1つに、本書は、遺稿からまとめられているがゆえに、一見すると遺稿集とみてとられるかもしれない。しかしながら、冒頭でも述べ、またここまでで紹介してきたように、本書の構成は、筆者を中心に、佐竹先生の門下生数名によって、現代に存立する中小企業が今後も長期にわたって持続的に経営していくことができるための中小企業政策のあり方（新しい公共）を提示するという一貫した論理や主張が伝わるように体系的に整備されている。その意味で、本書は、たんなる遺稿集ではなく、学術書としての体裁を成すとともに、中小企業研究の学術コミュニティの活性に大きく寄与するものであろう。

本書をつうじて、日本における中小企業の存立、経営、そして政策に対する佐竹先生のご主張や考え方が、佐竹先生の大きな存在感とともに、より大きなインパクトをもって広く日本の社会に伝わることを強く願ってやまない。本書が一人でも多くの方々に手にとられ、日本の中小企業ならびに中小企業のための政策にかかる一連の議論や諸研究が、多様なかたちで生き生きと人間らしく存在する中小企業を主役とした社会のなかで、より豊かにさらに発展し続けていくことを祈願する。

---

4 この紹介文を筆者が執筆している時点で、1999年のときの中小企業基本法のように範囲規定の変更などを含めて中小企業基本法が抜本的に変更されるということは起こっていない。

#### 資料 著者プロフィール

佐竹隆幸 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科前研究科長・元教授  
兵庫県立大学名誉教授, 日本中小企業学会第14期会長, 博士(経営学)  
1960年 11月22日生(2020年9月23日没)  
1990年 関西学院大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得退学  
1999年 神戸商科大学商経学部経営学科助教授,  
2004年 兵庫県立大学(前神戸商科大学)経営学部事業創造学科教授  
2016年 兵庫県立大学名誉教授  
2016年 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授  
2019年 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科長  
2019年 関西学院大学評議員

#### 主要業績

(単著)

『中小企業存立論－経営の課題と政策の行方－』(単著, ミネルヴァ書房, 2008年)

『「地」的経営のすすめ』(単著, 神戸新聞総合出版センター, 2012年)

『「人」財経営のすすめ』(単著, 神戸新聞総合出版センター, 2014年)

『中小企業政策論－持続可能な経営と新しい公共－』(単著, 関智宏編集責任, 関西学院大学出版会, 2021年)

(編著など)

『中小企業論の新展開－共生社会の産業展開－』(上田達三監修・田中充と共編著, 八千代出版, 2000年)

『中小企業のベンチャー・イノベーション－理論・経営・政策からのアプローチ－』(編著, ミネルヴァ書房, 2002年)

『現代中小企業の海外事業展開－グローバル戦略と地域経済の活性化－』(編著, ミネルヴァ書房, 2014年)

『現代中小企業のソーシャル・イノベーション』(編著, 同友館, 2017年)

『中小企業金融と地域経済－兵庫県150年の地域金融－』(共編著, 同友館, 2021年)